

東京都における宿泊施設の バリアフリー化に向けた新たな取組

OPEN STAY TOKYO
全ての人に快適な宿泊を

OPEN STAY

TOKYO 

全ての人に快適な宿泊を

〈ロゴマーク〉

建築物バリアフリー条例改正(案)の考え方

概要: 高齢化社会の進展等を見据え、宿泊施設における一般客室の整備基準を条例化

対象: 新築、増築又は改築部分の床面積の合計が1,000㎡以上の建築物における全ての客室(車いす利用者用客室は除く)

＜一般客室までの経路基準＞

- 客室までの経路に段を設けないこと

＜客室内の基準＞(和室は除く)

- 客室の出入口幅は80cm以上
- 客室内の便所及び浴室等の出入口幅は70cm以上
- 客室内に階段又は段を設けないこと
- 客室出入口からベッド、便所及び浴室等までの経路幅は70cm以上

2020大会に向けた宿泊施設のバリアフリー化

- ・全客室を対象とした、東京独自のバリアフリーを全国に先駆けて推進
- ・障害者のみならず高齢者や子供連れなどあらゆる人々が利用しやすい宿泊環境を実現

一般客室のバリアフリー化

規制（新築・増改築）

- 建築物バリアフリー条例（H31.9月施行予定）
- ・一般客室のバリアフリー基準を制定【国内初】

あらゆる人が
使いやすい
一般客室へ

レベルアップ（望ましい整備）

- 福祉のまちづくり 施設整備マニュアル(条例公布後)
- ・手すり等の備品、視覚・聴覚障害者への配慮などを規定

誘 導

- 宿泊施設バリアフリー化支援補助金(来年度)
- ・事業者による整備の加速を誘導する支援策

情報発信（見える化）

- ・都のポータルサイトや、宿泊施設HPの内容充実

機運醸成・普及啓発

- ・宿泊事業者等を対象にしたバリアフリー化促進セミナー

条例の施行に向けたロードマップ（案）

2018年

10月

11月

（10月19日～11月19日）
パブリックコメント

2019年

2月

3月

9月

（平成31年一定）
条例案都議会提出

可決の場合

条例の公布

条例の施行